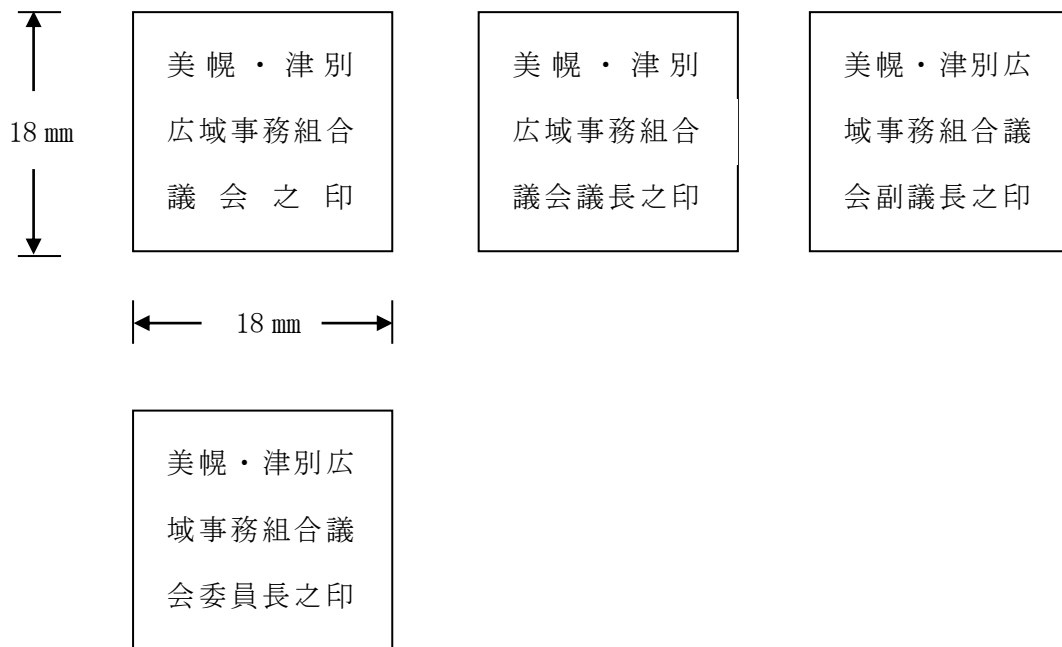


○ 美幌・津別広域事務組合議会公印規程

〔平成3年3月7日
議会訓令第1号〕

美幌・津別広域事務組合議会、議長、副議長及び委員長の公印は、次のとおりとする。



（美
津
三
七）

附 則

（施行規則）

- 1 この議会訓令は、平成3年4月1日から施行する。
（関連訓令の禁止）
- 2 美幌・津別消防事務組合議会公印規程（昭和51年議会訓令第1号）は、廃止する。